



狙われています！ あなたの財産

市内で税務職員を装った電話が多発

問税務課 ☎(50)1205

このところ市内で市の税務職員を装った振り込み詐欺の電話が多くなっています。

詐欺の特徴

◇税務課、税務署の架空の職員を名乗る。

◇「至急、市県民税を還付したい」、「年末調整で納め過ぎの税金を還付したい」などと持ちかける。

◇口座番号、口座名義人、携帯電話番号などの個人情報を書き出すとする。

◇フリーダイヤル（0120で始まる電話番号）へ電話するように指示される。

◇キャッシュカードを持参し、ATMで還付金を確認するよう誘導される。

被害に遭わないために

◇税務職員から、還付金の案内や納付のためにATMの操作をさせることは一切ありません。

後を絶たない詐欺被害

県下被害総額（平成28年）

23億3,396万円

香取警察署管内被害総額217万4,525円

振り込み詐欺の被害は件数・額ともに減少してきていますが、被害は後を絶ちません。また、この被害状況は警察が把握している認知件数であり、未遂などの件数は含まれていません。実際には、詐欺の電話はたくさんかかっています。

■香取管内の振り込み詐欺の手口別件数

	オレオレ詐欺	架空請求	融資保証金詐欺	還付金詐欺	その他	合計
26年	16件	1件	1件		4件	22件
27年	9件	2件		2件		13件
28年	3件	1件		1件		5件

情報提供：香取警察署刑事課

◇市税の納付のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めることはありません。

◇問い合わせ先はフリーダイヤルではありません。

◇税務職員が税務調査する場合は、顔写真付きの身分証（税吏員証）を携帯しています。必ず身分証などで所属部署や氏名などを確認してください。また、新築・増改築された家屋の評価を伴う調査は、事前に日程を通知した上で、顔写真付きの身分証（固定資産評価補助員証）を携帯した固定資産評価補助員（税務課職員）が行います。

◇税務職員が、納税者から現金を受領する場合は、必ず領収証書を交付しています。

不審に思った場合は、その場で口座番号、電話番号などを回答せず、税務課に問い合わせてください。

臨時福祉給付金

（経済対策分）の受付開始

問社会福祉課 ☎(50)1268

消費税率が引き上げられたことに伴い、所得の少ない人の負担を軽減するため、「臨時福祉給付金（経済対策分）」を給付します。支給対象者は、4月7日以降に順次申請書を送付します。

■対象

平成28年1月1日時点で香取市に住民票があり、平成28年度分の市県民税（均等割）が課税されていない人
ただし、次の場合は対象外です。

◇市県民税において、課税者の扶養となつている場合（平成28年度分の市県民税が課税されている人に生活の面倒を見てもらっている場合）

◇生活保護などの支援給付の受給者

■支給額（1回限り）
1人 1万5000円

■申請期間

4月10日（月）～7月31日（月）

■提出書類

◇申請書

◇支給対象者全員分の本人確認書類の写し

◇振込先金融機関口座の写し

■申請方法

①郵送申請方式

提出書類を返信用封筒にて郵送（当日消印有効）

②窓口申請方式

市役所または各支所で申請
9時～17時（平日のみ）

■審査・支払

申請受付後、内容を確認して審査を行い、支給・不支給の決定（通知）をします。

支給決定後、申請書に記載の口座へ振り込みます。振り込みまでは申請から約1カ月半ほどかかります。

「臨時福祉給付金」を装った 還付金詐欺にご注意ください

市役所の担当者を装い「臨時福祉給付金関係の還付金があるので手続きが必要です」などと電話し、ATMから振り込みをさせようとするケースがあります。市職員がATMの操作をお願いすることは絶対にありません。



▲消費生活センター相談員の鈴木さん

自宅や職場などに市職員などを装った電話がかかってきたり、不審な郵便物が届いたりしたら、迷わず消費生活センター（50-1300）や警察署（54-0110）にご相談ください。

お済みですか？ 市県民税（住民税）申告

問税務課 ☎(50)1242

平成28年中の収入の有無や種類、各種控除は、平成29年度の市県民税や国保税などの算出の基礎となります。申告が必要な人は早めに市県民税申告をしてください。
※所得税・復興特別所得税の確定申告をした人は市県民税申告は不要
公的年金を受給している人も控除内容の確認を
公的年金の収入金額の合計額が400万円以下で、所得税・復興特別所得税の確定申告をしなかった人でも、年金の源泉徴収票に記載されている所得控除以外に控除するもの（生命保険料や地震保険料、扶養や寡婦など）があるときは、その旨を市県民税申告すること、平成29年度の市県民税額が下がる場合もあります。
収入のなかった人、遺族年金・遺族恩給などを受給している人
その内容を申告すると、国民健康保険税などの軽減措置を受けられることがあります。
※市内在住者の扶養控除の対象者の場合、申告は不要